

入札説明書

件 名

愛媛県立伊予農業高等学校トラクター購入

○入札説明書本文

○提出・確認資料等

- ・ 様式 1 入札参加資格審査申請書
 - ・ 様式 2 申告書
 - ・ 様式 3 入札書
 - ・ 様式 4 委任状
 - ・ 様式 5 見積書
 - ・ 様式 6 愛媛県立伊予農業高等学校トラクターの購入に関する質問票
-
- ・ 別 紙 仕様確認書



愛媛県立伊予農業高等学校

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）、及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

（1）件名

愛媛県立伊予農業高等学校トラクターの購入

（2）事業の内容等

別添仕様書のとおり

（3）完了期限

平成 30 年 10 月 26 日（金）

（4）履行（納品）場所

愛媛県立伊予農業高等学校（愛媛県伊予市下吾川 1433）

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成 29・30・31 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- （1） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2） 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- （3） 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- （4） 修理、点検、保守その他のサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- （5） 愛媛県内に事業所を有すること。

3 入札参加資格の確認方法

入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

（1）必要書類

入札参加資格確認申請書（様式 1）、申告書（様式 2）、仕様確認書（別紙：担当者の仕様確認済みであること）及び添付資料等

※別記中 3 を参照のこと。

(2) 提出先

愛媛県立伊予農業高等学校 事務室
愛媛県伊予市下吾川 1433

(3) 提出期限

提出期限：平成 30 年 8 月 27 日（月）午後 12 時 00 分

(4) 提出方法

持参すること

(5) 受付時間

公告日から土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の、午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分まで（12 時 50 分から 13 時 35 分までの間を除く、ただし 8 月 27 日（月）は 12 時 00 分まで）とする。

(6) 確認の結果

提出された関係書類の内容を確認し、8 月 29 日（水）までに連絡する。

(7) その他

ア 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書は返却しない。

ウ 申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札

(1) 入札参加者又はその代理人は、物品仕様書、会計規則、及び契約に関して校長が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。

この場合において、当該物品仕様書等について疑義がある場合は、別記中 2 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、物品仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、様式 3 による入札書を直接に提出しなければならない。なお、郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、テレックス、テレコピー、電子メールその他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は日本国通貨による表示によるものとする。

(4) 入札の日時は、別記中 1 の（1）のとおり。

(5) 入札の場所は、別記中 1 の（2）のとおり。

(6) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、本校があらかじめ用意した入札書を使用することができる。

ア 事業名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。

- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (12) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (13) 入札金額は、当該業務に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額。当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (14) 開札の日時及び開札の場所は別記中 1 のとおり。
- (15) 入札及び開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。なお、原則的に、入札会場には、入札執行事務に関係のある職員を除き、他の者は入室できない。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。
- (17) 代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札会場において、入札開始前に、入札権限に関する別紙様式 4「委任状」を提出し、入札執行

者の確認を受けなければならない。

(18) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者

(19) 入札参加者又はその代理人は、本件業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。

(20) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。

3回の入札をするもさらに落札者がなく、予定価格と入札額との差が僅少の場合には2回を限度として見積に移行するものとする。

5 入札保証金

入札保証金については、会計規則第135条及び136条の規定により入札見積額の100分の5以上の額を納付するものとする。ただし、会計規則第137条各号に該当する者については、免除することがある。

6 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

(1) 入札者が同一入札に対して2以上の入札をしたとき。

(2) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

(3) 事業名及び入札金額のない入札書

(4) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書

(5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く）

(6) 事業等の名称に重大な誤りのある入札書

(7) 入札金額の記載が不明瞭な入札書

(8) 入札金額を訂正した入札書

(9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(10) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書

(11) その他、会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者又はその代理人は、以降の入札には参加できない。

8 契約保証金

会計規則第154条の規定による。

9 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から5日以内に契約の取り交わしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があったときは、契約の履行に支障がない範囲でこれを延期することがある。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

10 契約条項

別添契約書(案)及び添付書類のとおり。

11 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた事業に係

る技術仕様について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

12 その他必要な事項

- (1) 契約担当者の氏名並びにその所属する学校名及び所在地は、別記中2のとおり。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件業務に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人が負担するものとする。
- (3) 本件業務に関する照会先は、別記中2のとおり

別記

1 入札書の提出先等

- (1) 入札日時
平成 30 年 9 月 4 日（火）午前 10 時
- (2) 入札場所
愛媛県伊予市下吾川 1433
愛媛県立伊予農業高等学校 小会議室
- (3) 開札の日時及び場所
即時開札とする。

2 契約担当者、仕様書等に係る照会先

- (1) 契約担当者 主事 佐々木亮弥
- (2) 部局の名称 愛媛県立伊予農業高等学校
- (3) 所在地 愛媛県伊予市下吾川 1433
- (4) 電話 TEL 089-982-1225

3 事前に提出する書類等

- (1) 提出書類
 - ・ 入札参加資格確認申請書（様式 1）
 - ・ 申告書（様式 2）
 - ・ 仕様確認書（別紙）及びカタログ等添付資料等
 - ・ 平成 29～31 年度の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有することが確認できる資料

※物品仕様書（別紙）については、入手後、品名・仕様等必要事項を記入し、提出期限前に、すべての物品に担当者から「適」の判断を受けた仕様書をカタログを添付のうえ、他の必要書類と併せて、提出期限までに持参し、提出すること。

（事前に、担当者へ入札予定物品の仕様が本校が求めている条件以上であることの説明を行い、その適否の判断を終了させておくこと。
なお、担当者が適否の判断で「否」とした物品が 1 つでも ある場合は、入札参加資格はないので、十分注意すること。）

- (2) 提出期限：平成 30 年 8 月 27 日（月）12 時 00 分
- (3) 提出先 愛媛県立伊予農業高等学校（担当：主事 佐々木亮弥）
愛媛県伊予市下吾川 1433

4 本書等に係る質問及び回答

(1) 受付期間

平成 30 年 8 月 16 日（木）から 8 月 22 日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分までをいう。）

(2) 受付方法

愛媛県立伊予農業高等学校トラクターの購入に関する質問票（様式第 6 号）を持参、郵送、ファクシミリ等で(3)まで提出すること。電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

(3) 提出先

愛媛県立伊予農業高等学校事務室

〒799-3111

愛媛県伊予市下吾川 1433

ファクシミリ：(089)983-4177

(4) 質問への回答

受付期間中に受け付けたものについて、質問者が特定されないようにして、平成 30 年 8 月 23 日（木）までに愛媛県立伊予農業高等学校ホームページに掲載して行う。

契 約 書 (案)

- 1 契約物品名 別記(1)のとおり
- 2 納入場所 愛媛県伊予市下吾川 1433
愛媛県立伊予農業高等学校
- 3 納入期限 平成 30 年 10 月 26 日(金)
- 4 契約金額 ￥ ー
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 (円 免除)

上記の契約について、注文者 愛媛県立伊予農業高等学校 校長 信尾 道孝 (以下「甲」という。)と、請負者(以下「乙」という。)とは各対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第 1 条 乙は、頭書の定めにより、別記の品質、規格及び数量の物品を甲に納入しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用その他この契約に関する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(納入の終了通知)

第 2 条 乙は、物品を納入したときは、直ちに、甲の定める納品書を甲に提出しなければならない。

(検査及び引渡し)

第 3 条 甲は、前条の規定により納品書の提出があったときはその日から起算して 10 日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、納品予定日時を、事前に書面をもって甲に通知するものとする。

3 乙は、第 1 項の検査に立ち会うものとし、これに立ち会わなかったときは、検査の結果について、甲に対して異議を申し立てることはできない。

4 甲は、前項に定める通知を受け、その日時に不都合がない時は、乙の納品に立ち会わなければならない。また、甲は、納品日時に不都合がある場合には乙の納品日時を変更することができる。

5 物品の引き渡し日は、第 1 項に定める検査に合格した日とする。

6 検査に直接必要な費用及び検査のために消耗、変質又はき損した物品に係る一切の損失は、すべて乙の負担とする。

(修補又は交換等)

第 4 条 乙は、納入した物品の全部又は一部が前条 1 項の検査に合格しない

ときは、修補又は交換により、速やかに良品を納入しなければならない。

2 前項の規定により修補又は交換による良品の納入が完了したときは、直ちに、甲の定める納品書を甲に提出しなければならない。

3 前項の規定により納品書の提出があったときは、第3条の規定を準用する。

(所有権の移転等)

第5条 物品の所有権は、検査に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとする。

2 前項に規定する所有権移転の前に生じた物品についての一切の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条の規定により物品の所有権が移転したときは、甲の定める手続に従って、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払及び検査の遅延)

第7条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったとき、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という)第8条1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間(次項において「遅延期間」という)の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了した

ものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第1項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

(代理受領の禁止)

第8条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(かし担保等)

第10条 乙は、物品の品質不良、変質、数量の不足、その他の隠れたかしについて、担保の責めを負うものとし、その期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) かしについて、乙に故意又は重大な過失のある場合は、甲がそのかしを発見した日から1年以内

(2) 前号以外のかしの場合は、所有権移転の日から1年以内

2 乙は発見されたかしについて、甲が次の各号のいずれかを請求したときは、その請求に応じなければならない。

(1) かしの修補又は良品との交換

(2) かしの修補又は良品の交換とともに、そのかしにより甲が被った被害の賠償

(3) かしにより甲が被った損害の賠償

3 前項に規定する損害賠償額は、甲乙協議して定める。

(納入期限の延長)

第11条 乙は、納入期限までに物品を納入することができないときは、遅滞なくその理由を詳記して、納入期限の延長を願い出なければならない。延長できる最終納期日は平成30年11月15日(木)までとする。ただし、この場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(物品の納入遅延)

第12条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入

することができなかつたときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額に年5パーセントの割合を乗じて計算した額を、遅延損害金として、甲に支払わなければならない。

2 前項の日数には、納入の終了通知のあった日から検査を終了した日までの日数を算入しないものとする。

(契約保証金の返還等)

第13条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第5条の規定により物品の所有権を移転したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと

甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施にあたり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき

(5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配しているものが、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条3号に規定する暴力団員を含む。)であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(服務)

第 16 条 この契約により乙の作業員が愛媛県立伊予農業高等学校(愛媛県伊予市下吾川 1433) 内において行う納品作業等の行為は、すべて乙の責めとし、作業中の事故の場合もすべて乙の責任において措置するものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は、この契約を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。別記(2)によること。

(事情変更による契約の変更)

第 18 条 この契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済状況の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(法令等の遵守)

第 19 条 乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定された全ての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(契約外の事項)

第 20 条 本書に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号)によるものとし、規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

愛媛県伊予市下吾川 1433
発注者 愛媛県立伊予農業高等学校
(甲) 校長 信尾 道孝

受注者
(乙)

別記（１）

【下記のとおり契約物品の内訳等を記載予定】

1 物品の内訳

品名	品質・規格	数量	単価 消費税及び地方消費税を含む	金額 消費税及び地方消費税を含む	備考
トラクター	28PS(ロプス仕様)	1			
ロードマスター	持ち上げ制限重量:480Kgf	1			
バケット	作業幅:1545mm 爪6本	1			

運搬設置費用含むこと

2 その他附帯条件

納品検査を行う上で必要な付属品等は納入物品に添付すること、また、教職員に対して、運転操作方法の講習を開催すること。

別記（２）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

（収集の制限）

第 3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第 4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第 5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第 6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはなら

ない。

(再委託の禁止等)

- 第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。
- 2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に開し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。
- 3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

- 第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

- 第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第 12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第 13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

愛媛県立伊予農業高等学校長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 年 月 日付けで入札公告のあった愛媛県立伊予農業高等学校トラクターの購入に係る入札に参加する資格について確認下さるよう、次の書類を添えて申請します。

なお、添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 申告書（様式 2）
- 2 仕様確認書（担当者確認済のもの）
物品の仕様が確認できる資料（カタログ等）
- 3 平成 29～31 年度の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有することができる資料

申 告 書

平成 年 月 日

愛媛県立伊予農業高等学校長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

平成 年 月 日付で公告のあった、愛媛県立伊予農業高等学校トラクターの購入に係る一般競争入札に関して、入札参加に必要な資格について、下記のとおり申告します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではありません。
- 2 愛媛県知事が行う入札参加資格停止期間中ではありません。
- 3 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てまたは会社更生法の規定による更正手続開始の申立ては、なされていません。
- 4 平成29～31年度の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有しています。